

 \bigcirc

M 県章 山开源公

平成20年3月25日(火) 第1928号

毎週火・金曜日発行

次 目

	規	則			
山形県職員等に対する退職手当支給条例第	8条の3第1	項に規定する法	人を定める		
規則				事課)432
山形県職員等の自己啓発等休業に関する条	例第10条第 2	項の規定により	読み替えて		
適用される山形県職員等に対する退職手当	支給条例第8	条第3項に規定	する要件を		
定める規則			(同) 同
失業者の退職手当の支給に関する規則の一	部を改正する	規則	(同)433
退職手当の調整額の算定等に関する規則の	一部を改正す	る規則	(同)434
山形県薬事法施行細則の一部を改正する規	則		(保付	建薬務課) 同
山形県健康増進法の施行に関する規則の一			•	同)436
建築基準法施行細則の一部を改正する規則			(建	築住宅課	441
	告	示			
同様人学例人の明人			/ ₽+	Th ≐⊞	
県議会定例会の閉会			•		:)同
都市計画事業の認可 都市計画事業の変更の認可			•	和画话印 同)442
都市計画事業の変更の認可の告示			`	同) 同
			•	同) 同
, -			•	同)443
, -			•	同) 同
			•	 設総務課	,
同			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •)444
同			(同) 同
県道の供用の開始			(同) 同
同			(同)445
同			(同) 同
道路の区域の変更		(村山	総合支庁西村山建	设総務課) 同
県道の供用の開始		•	同) 同
道路の区域の変更		(置賜	総合支庁西置賜建	设総務課)446
同		(同) 同
同		(同) 同
同			同)447
県道の供用の開始		(同) 同
	公安委員会	誤係			
	規	ĪÚ			

山形県道路交通規則の一部を改正する規則...... 同

選挙管理委員会関係

告 示

政治団体の設立			449
政治団体の届出事項の異動			同
政治団体の解散			451
同			
, ,			
同			457
同			462
資金管理団体の指定			465
資金管理団体の届出事項の異	!動		同
以心団体の収入報口書の訂正			
	公	告	
	-,	• •	
住民監査請求に係る監査結果		(]	監査委員)468
同		(同)472
		·	•
	正	誤	
	規	텚	
	止 ———— 規		

山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条の3第1項に規定する法人を定める規則をここに公布する。 平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第41号

山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条の3第1項に規定する法人を定める規則 山形県職員等に対する退職手当支給条例(昭和28年10月県条例第26号)第8条の3第1項に規定する規則で定める法人は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則をここに公布する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第42号

山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例第8条第3項に規定する要件を定める規則

- 第1条 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年12月県条例第63号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第10条第2項の規定により読み替えて適用される山形県職員等に対する退職手当支給条例(昭和28年10月県条例第26号。以下「退職手当条例」という。)第8条第3項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
 - (1) 自己啓発等休業(自己啓発等休業条例第1条に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。)の期間中の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(自己啓発等休業条例第6条

の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の 前日)までに、任命権者が知事の承認を受けたこと。

- (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
- (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(退職手当条例第8条第5項、第8条の2第1項若しくは第6項又は第8条の3第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 通勤(退職手当条例第5条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)若しくは死亡(他の法令の規定により通勤による傷病又は死亡とみなされるものを含む。)により退職した場合又は退職手当条例第6条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡(他の法令の規定により同項に規定する公務上の傷病又は死亡とみなされるものを含む。)により退職した場合
 - 口 法第28条の2第1項の規定により退職した場合(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により 延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合
 - ハ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
 - 二 退職手当条例第8条の2第4項若しくは第5項、第8条の3第4項、第9条第3項又は第14条の規定に該 当して退職した場合
- 2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - (1) 法第28条第2項の規定による休職の期間(通勤による傷病(他の法令の規定により通勤による傷病とみなされるものを含む。)若しくは退職手当条例第6条第1項に規定する公務上の傷病(他の法令の規定により同項に規定する公務上の傷病とみなされるものを含む。)により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当し、又は職員の分限に関する条例(昭和40年3月県条例第11号)第2条に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)
 - (2) 法第29条の規定による停職の期間
 - (3) 法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間
 - (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をした期間
 - (5) 自己啓発等休業をした期間
 - (6) 前各号に掲げる期間に準ずる期間
- 第2条 前条第1項第1号の承認を受けようとする任命権者は、知事が別に定める様式により申請するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 自己啓発等休業条例附則第2項の規定により自己啓発等休業をすることの承認を申請した職員等の任命権者は、この規則の施行前においても、第1条第1項第1号及び第2条の規定の例により、同号の承認を申請することができる。

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第43号

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当の支給に関する規則(昭和50年11月県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第3項中「、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第4項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」及び「又は失業保険金」を削る。

第21条第3項中「、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条 / 10第1項又は第2項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削る。

附 則

- 1 この規則は、日本年金機構法(平成19年法律第109号)の施行の日から施行する。
- 2 改正前の失業者の退職手当の支給に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第10条第2項から第4項まで及び第21条第3項の規定は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業保険金の支給を受ける者については、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第10条第2項から第4項まで及び第21条第3項の規定中「船員保険法」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法」とする。

退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第44号

退職手当の調整額の算定等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の調整額の算定等に関する規則(平成18年3月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条の2第2項第19号」を「第6条の2第2項第21号」に改め、同条第6号中「公益法人等への職員等の派遣に関する条例」を「公益法人等への職員等の派遣等に関する条例」に改め、同号を同条第7号とし、同条第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1)条例第8条の2第6項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間第3条第1号中「又は」を「若しくは」に、「期間のあった休職月等(」を「期間又は山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年12月県条例第63号)第1条に規定する自己啓発等休業(同条例第10条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条第3項に規定する場合に該当するものを除く。)若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等(」に改め、同条第2号中「同じ。)」を「同じ。)若しくはこれに準ずる事由」に、「限る。)」を「限る。)又は育児短時間勤務(同法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をいう。)若しくはこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間」に改める。

第4条中「第19号」を「第21号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第45号

山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則

山形県薬事法施行細則(昭和41年3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(不正行為があつた場合の措置)

第6条の2 知事は、法第36条の4第1項の試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

(登録販売者試験合格証明書)

- 第6条の3 法第36条の4第1項の試験に合格した者は、登録販売者試験合格証明書(別記様式第3号の2)の交付を申請することができる。
- 2 前項の規定による申請は、登録販売者試験合格証明書交付申請書(別記様式第3号の3)を知事に提出して行うものとする。

第8条第1号中「医薬品、」を「医薬品(薬局製造販売医薬品を除く。)」に改め、「(薬局製造販売医薬品の製造販売業を除く。)」を削り、同条第2号中「医薬品、」を「医薬品(薬局製造販売医薬品を除く。)」に改め、「(薬局製造販売医薬品の製造業を除く。)」を削り、同条に次の1号を加える。

(5) 県外に居住する登録販売者が提出する申請書その他の書類別記様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第3号の2

登録販売者試験合格証明書

氏 名 生年月日 性 別

上記の者は、薬事法第36条の4第1項に規定する次の登録販売者試験に合格したことを証明する。

試	験	施	行	日	年 月 日	
試	験	施	行	地		
備				考	(合格時の本籍地)	
1/##				5	(合格時の氏名)	

年 月 日

山形県知事

様式第3号の3

年 月 В

ΕD

ΕD

山形県知事 殿

申請者名 申請者住所 本 籍 地 生年月日 性 別

登録販売者試験合格証明書交付申請書

山形県薬事法施行細則第6条の3の規定により、薬事法第36条の4第1項に規定する次の登録販売者試験に合 格した旨の証明書の交付を申請します。

i	試	験	施	行	日	年	月	日	
	試	験	施	行	地				

(注)

- 1 署名した場合は、押印を省略することができる。
- 2 申請者が本人であることを確認するための書類(旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証又は住民票 の写し等)を添付すること。
- 3 上記の試験に合格した後、氏名又は本籍に変更があった場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県健康増進法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤

弘

山形県規則第46号

山形県健康増進法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県健康増進法の施行に関する規則(平成17年3月県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第7号とし、同条第3号中「立入検査」を「立入検査等」に改め、同号を同条第6号とし、同 条中第2号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (4) 法第21条第1項の規定による指定に関すること。
- (5) 法第22条の規定による指導及び助言に関すること。

第2条第1号中「(同項第1号及び第3号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。)」を削り、同号 の次に次の1号を加える。

(2) 法第18条第2項の規定による連絡調整等に関すること。

別記様式第2号(1)及び別記様式第2号(2)を次のように改める。

									
		ć .1			理状況報告				
		()	内院・診	がけれてい	が介護保険が	地設用)		年	月 日
山形県知事の展	η. V							+	7 1
	^				旅	1 設の名称			
					戶	f在地			
					읱	理者氏名			
/A A 1548 - TO 10	- " \\ - *				-	電話番号))
給食施設の現況	及び宋養管	埋状況を	欠のとま	5り報告し	<i>,</i> ます。				
設置者の氏名又	は名称及び	び代表者氏	名						
設置者の住所又は	は主たる事	務所の所在	E地						
					精神)・	許可病床数	文(床、	床計	床)}
給食施設の種類		型医療施設			ı	人)			
		福祉施設 保健施設				<) <)			
給食開始年月日			年	月	日				
	直営	完全委	託	部分委	託(業務内箱)
運営形態	ź	三 S称及び代	表者氏征						-
	委託先 🗕	主所又は主			≒ †₩				
				D				北岩勒老氏	.47
	X	分	人数		常勤者氏名	5		非常勤者氏	5台
	管理栄養士	施設職員							
	日在小民工		人						
│ │従 事 者│		委託先職員							
道 事 者·	*** **	施設職員	人						
	栄養士	委託先職員							
	調明	里 餅							
	調理師以外の	D調理従事者							
	そ 0	D 他							
	所属	職		N# \1	4 AZ AM A TE		* •		
給食部門管理者					1条第1項 ≩定の有無	有・無	指 定 番 5 指定年月		号 月 日
の所属、職及び	氏名		1口亚	均給食数					
氏名			<u>ты т</u>	分而及数	朝食(食)	昼食(食)	夕食(食)	その他(食)	計(合)
						全民(民)	グ艮(艮)	ての他(良)	計(食)
給食定員数				常食					
		人	一般食	軟食					
入院時食事療養の基	準等に係る原	国出の状況		流動食					
入院時食事療養(の届出	有・無	特別食	加算					
栄養管理実	施加算	有・無	ומניד	非加算					
栄養ケアマネ	ジメント	有・無	合	計					
作成者の職及	び氏名				•	1人1日当た	り給食材料費		円
		l						1	

Ż	於養指導状況														
ф	宓	個	別指導	集	団	指	導			指	導	媒(体の	活用	1
内	容	件	数(件)	回数(回	回)	延^	、人数(人)			内		容			回数(回)
胃	腸病							印	刷	物	C	カ	配	布	
肝	臓 病							ポ	ス	タ	_	の	貼	付	
糖	尿 病							卓	上	メ	₹	の	掲	示	
腎	臓 病							放						送	
高	血圧症														
脂	質 異 常 症														
心	臓 病														
肥	満症														
妊	産 婦														
乳	幼児														
	合 計		- ·					I	合				計		
			区分				グラム)			i 目 ベルギ・	_	給与	栄養目	標量	給与栄養量 a
	食品群別		**	施設内目標値	純摂	収量	塩分摂取量		(キロ:	ヽル - <u>カロリ-</u> エネルギ	-)				
	魚	Γ	類						B 穀物。 (キ ロ:	エベルキ <u>カロリ-</u> ヵぱく§	<u>-</u>)				b
	肉	# 11	類					4△	C たん	」ばく§ グラ <i>L</i> たんぱく	道 (z				С
	牛乳・乳	,袈						給与栄養量等	D動物性 (**	たんぱく グラム	質 (2				d
_	録 黄 色	4 F	類 野 菜					養皇	E脂g	グラ <i>L</i> 質 グラ <i>L</i>					е
食	る の 他		野菜					等の	穀物	エネル	゚ヸ゙・	- 比			<u> </u>
	き の	س ت	到'来 類					の状況	(b/a	× 100))				パーセント
	海湾		類					,,,		生たん		く質	比		
品	パも及びて	_							(d/c	× 100))				パーセント
	果		類					1		エネル					
構	穀		類						(e×	9/a×	100))			パーセント
件	豆		類						施設に	おけ	る爿	ド養	給食管	查理 」	上の課題等
	油脂	当	類												
成	種 3		類												
אנו	砂糖及で														
	菓子		類												
	し好食														
			みそ												
	調味料及び香辛	≅料類	その他												
	盲	+	10												
	H	•				_									

様式第2号(2)

給食施設栄養管理状況報告書

(病院・診療所及び介護保険施設以外の給食施設用)

年 月 日

山形県知事 殿

施設の名称 所在地 管理者氏名

(電話番号

給	食施記	设の	現況	及び栄養管	管理状況を次	このとま	うり報	告します。	,	- 5#H	ш 3		,		
設置	置者の)氏1	艺又	は名称及び	び代表者氏	名									
設置	置者の	住所	f又la	は主たる事	務所の所在:	地									
給食	〕施設	の種	重類		人福祉施設 給食センタ <i>-</i>			施設 社	会福	祉施記	ひ 事業	美所 寄宿	舍 矯正的	短段 目	自衛
給食	開始	年月	日目			年		月	日						
				直営	完全委託	托	部分	分委託(業	務内	容)
運	営	形	態		名称及び代表	長者氏征	名								
				委託先 	主所又は主た	こる事	務所σ)所在地							
				区	分	人数		常勤	者氏	名			非常勤者氏	名	
				答理	施設職員										
				管理栄養士		人									
従	事	r	± ∠		委託先職員	人									
1/4	尹	١	者	栄 養 士	施設職員	人									
				木食工	委託先職員	人									
				調	里 師	人									
				調理師以外(の調理従事者	人									
				そ (か 他	人									
	部門			所属	職			法第21条第		項の	有·無	指定番			号
氏名		報か	ζ ()	氏名		規定Ⅰ	こよる	お指定ので	与無		行"無	指定年月	日 年	月	日
松	食 定	, 昌	继行			1日至	平均給	ì食数							
wh		. 只	XX		人	X	分	朝食(食	i)	昼食(食)	夕食(食)	その他(食)	計(食	(到
給	単一	献立				主·副	食共								
食	選択	メニ	-	−(頻度)	副食	のみ								
形	カフ	ェテ	リア	7(頻度)	そ σ.) 他								
態	その作	(H) (``										
	יל טין	吧 ()	合	計								
身体	の状況	況、兌	ド養 丬	伏態の把握	有・無	身長	体重	≣ BMI	ア	レル=	ギー そ	その他()
生	活	習 '	慣(の 把 握	有・無	食事	内容	間食飲	酒	喫煙	運動	その他 ()
作》	成 者	の I	職及	び氏名						1人1	日当たり	給食材料費			円

_		個別指導	集	国	指	導	指 導 媒 体 の 活 用							
内	容	件数(件)	回数(回)	延^	ベス数(人)			内		容			回数(回)
							印	刷	物	σ.)	配	布	
							ポ	ス	タ ・	_	の	貼	付	
							卓	上	メ :	ŧ	の	掲	示	
							放						送	
	合 計	区分						合				計	I = =	
	A == = V = 1	区分	. , , ,			グラム)			i 目 ベルギ-		給与	栄養目	標量	給与栄養 a
	食品群別 介	類	施設内目標値	純摂	以 重	塩分摂取量		(キロ:	<u> </u>	-)				b
	肉	類						(キロ:	カロリ- ルぱく質	-)				C
	牛乳・乳						給	C /C/	グラム たんぱく	<u>(</u>				
	· 30 30	類					与栄		:たんはく グラム 質	(人)				d
食							給与栄養量等の状況	(グラム	()				е
	その他						等の	穀物: (b/a	ェネル a × 100	·ギ- い	-比			
	き の	こ類					状況							パーセン
品	海 藻	類							生たん × 100		(質	比		
	いも及びで	んぷん類												パーセン
	果実	類							エネル 9/a×					
構	穀	類						+/ - - ≐ □ 1-	- 4-1-4-	~ ~	4 4= //	·^ ~	<u>~</u> ⊤⊞	パーセン
	豆	類						他設し	_めIブ·	る木	食為	谷良官	[] []	の課題等
	油脂	類												
成	種 実	類												
	砂糖及び	甘味類												
	菓子	類												
	し 好 飲	、料類												
t		み そ												
Ī	調味料及び香辛	料類その他					1							

別記様式第3号中「印」を削る。

別記様式第4号中「氏名 印」を「氏名」に改める。

別記様式第5号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。 別表保健所長の項委任事項の欄第8項第1号中二をトとし、同号八中「立入検査」を「立入検査等」に改め、 同号中八をへとし、口を八とし、八の次に次のように加える。
 - 二 法第21条第1項の規定による指定に関すること

ホ 法第22条の規定による指導及び助言に関すること

別表保健所長の項委任事項の欄第8項第1号イ中「(同項第1号及び第3号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。)」を削り、同号イの次に次のように加える。

ロ 法第18条第2項の規定による連絡調整等に関すること

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第47号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和37年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「省令別記第36号の2の5様式による」を「同項に定める」に、「調査の結果を示す図書」を「調査結果表」に、「第6条第2項」を「第6条第3項」に、「省令別記第36号の3の2様式又は別記第36号の4の2様式による」を「同項に定める」に、「検査の結果を示す図書」を「検査結果表」に改め、同条第2項中「調査の結果を示す図書及び検査の結果を示す図書」を「調査結果表及び検査結果表」に改める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告示

山形県告示第265号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成20年2月22日招集した山形県議会定例会は、同年3月19日閉会した。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第266号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。 平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 施行者の名称

遊佐町

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 遊佐都市計画道路事業
 - (2) 名 称 7・5・1号鶴田舞鶴線、7・5・2号鶴田東西線及び7・5・3号鶴田南北線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴、鶴田及び広表地内

(2) 使用の部分 な し

4 事業施行期間

平成20年3月25日から平成22年3月31日まで

山形県告示第267号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 施行者の名称

山形市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・24号諏訪町七日町線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 4 事業施行期間

平成14年1月11日から平成23年3月31日まで

山形県告示第268号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・8号美畑天童線及び3・4・25号東原村木沢線
- 2 施行者の名称

山形県

3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 な し
- 5 告示年月日及び番号

平成20年3月19日 東北地方整備局告示第58号

山形県告示第269号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・25号東原村木沢線
- 2 施行者の名称

山形県

3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 な し
- 5 告示年月日及び番号

平成20年3月19日 東北地方整備局告示第57号

山形県告示第270号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による 告示があった。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 寒河江都市計画公園事業
 - (2) 名 称 5・5・2号最上川ふるさと総合公園
- 2 施行者の名称

山形県

3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 な し
- 5 告示年月日及び番号

平成20年3月19日 東北地方整備局告示第60号

1 T/1 1 - 75 - 1 - 1

山形県告示第271号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による 告示があった。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 村山都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・4号楯岡東根温泉線及び3・4・5号村山駅東沢線
- 2 施行者の名称

山形県

3 事業所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 告示年月日及び番号

平成19年3月19日 東北地方整備局告示第59号

山形県告示第272号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 山形白鷹線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字沼木字高野内481番7から 同 富神台35番1まで		IΒ	33.8 メートル ≀ 8.5	メートル 393
同	上	新	33.8 メートル	同上

山形県告示第273号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市旅篭町二丁目544番1から 同 相生町489番1まで		旧	95.0 メートル ~ 21.0	メートル 185
山形市相生町478番 5 から 同 489番 1 まで		新	45.0 メートル ・ 19.5	メートル 91

山形県告示第274号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市旅篭町二丁目1番2から 同 535番1まで		IΒ	24.0 メートル ~ 14.6	メートル 57
同	上	新	38.0 メートル	同上

山形県告示第275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 山形白鷹線

2 供用開始の区間 山形市大字沼木字高野内481番7から

同 富神台35番1まで

3 供用開始の期日 平成20年3月27日

山形県告示第276号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 山形天童線

2 供用開始の区間 山形市相生町478番5から

同 489番1まで

3 供用開始の期日 平成20年3月27日

山形県告示第277号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 山形山辺線

2 供用開始の区間 山形市旅篭町二丁目1番2から

同 535番1まで

3 供用開始の期日 平成20年3月27日

山形県告示第278号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡朝日町大字玉ノ井字坂外丁42 同 29	20番 3 から 9番 1 まで	ΙΒ	103.2メートル ・ 11.0	メートル 296
同	上	新	120.8メートル ≀ 19.2	同上

山形県告示第279号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 路 線 名 長井大江線

2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字玉ノ井字坂外丁420番3から

同

29番1まで

3 供用開始の期日 平成20年3月25日

山形県告示第280号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町荒砥甲字落合一1694番 4 か 同 1697番12ま		ІВ	31.0 メートル ・ 14.0	メートル 59
同	上	新	27.4 メートル ≀ 14.0	同上

山形県告示第281号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 荒砥停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字落合一同	1714番 1 から 1694番 5 まで	П	97.0 メートル ・ 43.0	メートル 140
同	Ŀ	新	89.0 メートル ? 38.4	同上

山形県告示第282号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

X	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
西置賜郡白鷹町大字鮎貝字八幡五1296 同 字明神二2529		IП	12.0 メートル ・ 7.4	1,21	メートル 14
同	上	· IB	24.0 メートル ・ 18.0	1,13	メートル 38
同	Ŀ	新	24.0 メートル ≀ 18.0	1,20	メートル

山形県告示第283号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 長井白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
西置賜郡白鷹町大字鮎貝字八幡 同 字明神	五1298番 6 から 二2529番 1 まで		12.0 メートル	1,2	メートル 14
同	上	l II	24.0 メートル ・ 18.0	1,1	メートル
同	Ŀ	新	24.0 メートル ・ 18.0	1,20	メートル

山形県告示第284号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年3月25日から同年4月7日まで縦覧 に供する。

平成20年3月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 長井白鷹線
- 2 供用開始の区間 長井市白兎字大門2257番1から

西置賜郡白鷹町大字高玉字境3352番まで

3 供用開始の期日 平成20年3月25日

公安委員会関係

規則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

山形県公安委員会

委員長 中 山 眞 -

山形県公安委員会規則第3号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則(昭和49年2月県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第32条の2第1項中「申請書に写真(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0 センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)を添え て」を「申請書を」に改める。

運転免許取消申請書	特定警察署の管	套轄区5	域内に住所があ	る者	有	警察本部長	
(施行規則別記樣式							<u></u> を
第19の3の8)	特定警察署以外	小の警察	緊署の管轄区域	内に住所があ	ある者 氰	警察本部長又は住庭	が地を せ
					î	管轄する警察署長	
							1
運転免許取消申請書	特定警察署の	管轄	受けている免許	の全部の取済	消しを 鷙	警察本部長又は住庭	所地を
(施行規則別記様式	区域内に住所	があし	申請し、かつ他	の種類の免討	許を受し	管轄する警察署長	
第19の3の8)	る者		ける申出をしな	い場合			
		-	上欄に掲げる場	合以外の場合	合 氰	警察本部長	に、
					±		*** Lul
	特定警察署以外	トの警察	終暑の管轄区域	内に任所があ		警察本部長又は住庭	竹地を │
					î	管轄する警察署長	
					1		
運転経歴証明書交付日	申請書(別記様式	第32号	})			警察本部長又は運輸	
						収消申請書を提出し	」た警 を
					3	察署長	
運転経歴証明書交付	運転免許取消	申請書る	を特定警察署の	署長に提出し	」た者 ▮	警察本部長	
申請書(別記様式第32							
号)	運転免許取消	申請書	を警察本部長又	は特定警察	署以外	警察本部長又は運転	医免許 に
	の警察署の署長	長に提出	出した者		E	取消申請書の提出を	を受け
					1	と警察署長	
る。 							
別記様式第32号中 		男				写真ちょう付欄	
フリガナ		男	生年月日	年)	月 日生		
		男女		年)	月 日生		
フリガナ				年)	月 日生		£
フリガナ 氏 名				年)	月 日生		を
フリガナ 氏 名 住 所		女					を
フリガナ 氏 名 住 所 申請取消 _年	月日	女電	話 1 自宅	2 勤務			を
フリガナ 氏 名 住 所 申請取消 _年	月日	女電		2 勤務			を
フリガナ 氏 名 住 所 申請取消 _年	月日	女電	話 1 自宅	2 勤務			を
フリガナ 氏 名 住 所 申請取消 年 月 日	月日	女電	話 1 自宅号 (2 勤務) -			ě
フリガナ 氏 名 住 所 申請取消 年 月 日	月日	女電	話 1 自宅号 (2 勤務) -	3先 ————————————————————————————————————		を
フリガナ 氏 名 住 所 申請取消 年 月 日	月日	女電	話 1 自宅号 (2 勤務) -	3先 ————————————————————————————————————		を
フリガナ 氏 名 住 所 申請取消 年 月 日	月日	女電	話 1 自宅号 (2 勤務) -	3先 ————————————————————————————————————		を
フリガナ 氏 名 住 所 申請取消 年 月 日 フリガナ 氏 名	月日	女電	話 1 自宅号 (2 勤務) -	3先 ————————————————————————————————————		を
フリガナ 氏 名 住 所 申請取消 年 月 日 年	月日	女電	話 1 自宅号 (2 勤務) -	3先 ————————————————————————————————————		J
フリガナ 氏 名 住 所 申請取消 年 月 日 フリガナ 氏 名		女電番	話 1 自宅号 (2 勤務) - 男 生年月	3先		J
フリガナ 氏 名 住 所 申請取消 年 月 日 フリガナ 氏 名 住 所	月 日	女電番	話 1 自宅号 (2 勤務) - 男 生年月女	3先	年 月 日生 2 勤務先	J

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の 届出があった。

平成20年3月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体

政治団体の名称	代	表者	の氏行	名	会の	計員		者名	主たる事務所の所在地	届出年月日	1
しらとりまさみ後援会	鈴	木	成	次	今	井	憲	史	南陽市三間通37 - 17	平成 20. 1.15	5
川合たけし後援会	ЛІ	崎	才	助	関		光	雄	南陽市川樋2745 - 内 - 2	同 1.21	1
紘友会鶴岡・田川支部	早	坂		剛	冏	部	善	博	鶴岡市大東町17 - 23	同 1.23	3
小野健一郎後援会	須	貝	忠	助	長	島	孝	ŧ	南陽市赤湯757番地	同 1.25	5
わたなべ兵吾後援会	渡	邉	兵	吾	黒	川 募	喜左エ	門	西村山郡大江町大字本郷乙105 番地の4	同 1.29	9
吉田みえを育てる会	小	下	正	Ξ	冏	部	重	秋	南陽市宮内349 - 43	同 1.31	1
片平志朗後援会	江	П	久	_	吉	田		弘	南陽市宮内2992番地の1	同 2. 1	1
大武伸彦しゃくやく後援 会	Щ	村	俊	光	大	武	文	雄	南陽市元中山677 - 1	同 2.4	4
京 子 会	荒	木	京	子	栗	田	昭	夫	最上郡鮭川村大字中渡1793	同 2.27	7

山形県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の 届出があった。

平成20年3月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

政 党

政治団体の名称	異動事項	内	容	届出年月日
以心凹体仍右机	共	新	IΒ	
自由民主党金山町支部	会 計 責 任 者	寒河江宏一	星 川 忠	平成 20. 1. 8

	代		表		者	吉	田	芳	_	山	田		登		
公明党置賜総支部	主た	る事	務所	の所ね	生地		市下花 13号	沢町 1	丁目	米沢 20号	市通町	7丁目	3番	平成 20.	1.15
	会	計	責	任	者	佐	藤	弘	司	伊	藤	俊	美		
自由民主党山辺町支部	代		表		者	広	谷	長	敏	村	岡	俊	_	同	
日田氏王兄山辺町文部	主た	る事	務所	の所で	生地	東村 寺99	山郡山 4	辺町大	字大		山郡山 23 - 17	辺町大	字山		2.13
自由民主党山形県東田 川郡第二支部	숝	計	責	任	者	岩	浪	和	吉	半	澤	秋	雄	同	2.19
自由民主党山形県自動 車販売支部	代		表		者	鈴	木	吉	徳	鈴	木	重	行	同	2.21
自由民主党最上町支部	숲	計	責	任	者	橋	本		正	菅		俊	郎	同	2.26

その他の政治団体

	ı														
政治団体の名称		異	协 事	耳	İ		内			ĺ		容		届出年月日	
				新						IΒ				ДЩ 173Д	
金沢忠一の会	숝	計	責	任	者	±	屋	文	男	Ш	合		勉	平成 19.6.26	
板垣ちえ子と一緒に歩 む会	代		表		者	野	Ш	八村	支子	吉	田	美	枝	平成 20.1.16	
高橋喜一後援会	会	計	責	任	者	高	橋	英	夫	高	橋	喜	_	同 1.18	
大内孝一青柳後援会	代		表		者	富	樫	信	-	宗	片	爲	_	1.22	
しらとりまさみ後援会	主た	こる事	務所(の所で	生地	南陽市	 方郡山(602 - 8	}	南陽	市三間	通37 - 1	7	同	
ひらとりよらの佼技会	代		表		者	白	鳥	雅	巳	鈴	木	成	次	1.23	
明るい民主市政をつく る会	会	計	責	任	者	本	間	和	也	加	藤	幹	夫	同 1.28	
渡辺ゆり子後援会	会	計	責	任	者	石	Ш		涉	木	村	幸	宏	同	
みんなが主役「がんば	代		表		者	鈴	木	与三	三郎	内	谷	重	治	同	
ろう長井!」市民の会	主た	る事	務所の	の所で	生地	長井市	卜船場	5 - 5		長井 3	市あら	町4 - 4	47 -	1.31	
公平規一郎後援会	代		表		者	公	平	規 -	- 郎	片	桐	围	男	同 2.6	
小林せいご後援会	代		表		者	佐	藤	廣	夫	相	馬	栄	_	同	
ティク・オフ21	代		表		者	会	田	浩	朗	真	木	義	_	同	
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	会	計	責	任	者	中	村	喜	彦	舘	内		悟	2. 7	

山形県民社協会寒河江 支部	主た	こる事	務所	の所を	E地	寒河汀 田10	[市大	字寒河流	I仲	寒河 番 6 ·	江市中9 号	十二	≣10	同	2.13
おもあま正引後控合	代		表		者	須	藤	智	信	斎	藤	俊	夫	同	
おおやま正弘後援会	숝	計	責	任	者	伊	藤	由	訓	松	闰	茂太	郎		2.14
加藤信明後援会	会	計	責	任	者	深	瀬	四	郎	那	須	哲	雄		同
長谷川元後援会	代		表		者	田	中	正	信	高	橋	栄			同
星 励 会	숝	計	責	任	者	星	Ш	照	子	佐	藤	幸	春	同	2.18
武田さとし後援会	会	計	責	任	者	舘	内		悟	庄	司	慎	悦	同	2.19
川西町の21世紀をひら く会	会	計	責	任	者	黒	沢	芳	治	齋	藤	幸	夫	同	2.21
遠藤なおゆき後援会	代		表		者	峯	田	正	造	後	藤	晃	_	同	2.22
菅 原 元 後 援 会	代		表		者	松	浦	安	雄	難	波	玉	記		同
「いきいきかほく」を 創る会	会	計	責	任	者	田	宮	美 喜	夫	田	宮		武	同	2.25
新庄市最上郡医師連盟	代		表		者	Щ	科	昭	雄	須	藤	俊	亮		同
元木洋介後援会	会	計	責	任	者	荒	木	末	治	吉	村	雅	昭	同	2.26
加藤太一後援会	代		表		者	須	藤	誠	_	野	尻	Ξ	男	同	2.28
小松羊性络巨人	代		表		者	堀	越	重	助	太	田	甚之	助		П
小松善雄後援会	会	計	責	任	者	結	城	武	志	結	城	健	助		同
笹山一夫後援会	代		表		者	長谷	Щ		剛	太	田	俊	男		同

山形県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出 があった。

平成20年3月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

政 党

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
自由民主党山形県東田川郡第一支部	解散	平成19.12.10
自由民主党山形県米沢市第一支部	解散	平成20. 1.15

誠

その他の政治団体

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
佐藤良平後援会	解散	平成19. 7.15
なかそね康人山形県後援会	解散	平成19.10.26
遠藤武彦置賜農業共済組合長を国会に送る会	解散	平成19.10.31
女性党山形県支局	解散	平成19.12.20
菊地正昭後援会	解散	平成19.12.25
あらい幸昭と吉野みんなの会	解散	平成19.12.28
太田忠蔵後援会	解散	平成19.12.28
太田忠蔵後援会八政会	解散	平成19.12.28
陵政会	解散	平成19.12.28
遠藤ひとし後援会	解散	平成19.12.31
小野寺裕後援会	解散	平成19.12.31
斉藤やしお後援会	解散	平成19.12.31
山田のぼる後援会	解散	平成19.12.31
幸い会	解散	平成20. 1. 7
武田誠後援会	解散	平成20. 1.15
斎藤義昭後援会	解散	平成20. 1.21
長南喜美雄後援会	解散	平成20. 2. 1
佐文を励ます会	解散	平成20. 2. 2
大内孝一青柳後援会	解散	平成20. 2. 5

山形県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成18年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成20年3月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

誠

単位:円

(その他の政治団体)

政治団体の名称	内谷重治後援会	みんなが主役 「がんばろう長 井!」市民の会	松本とした後援 会	堀孝治後援会
報告年月日	19.12.26	19.12.26	20. 1.25	20. 2.29
収入総額	0	2,186,129	20,000	223,330
前年繰越額	0	0	20,000	17,330
本年収入額	0	2,186,129	0	206,000
支出総額	0	2,186,129	0	206,796
本年収入の内訳				
個人の党費・会費 金額				
員数(人)				
寄附 (内訳別掲)	0	2,186,129	0	50,000
個人分		2,186,129		50,000
(うち特定寄附)				
団体分				
政治団体分				
(寄附のうちあっせんに係るもの)				
政党匿名寄附				
事業収入(内訳別掲)				156,000
交付金収入				
借入金(内訳別掲)				
その他の収入(内訳別掲)				
1 件10万円未満のもの				
支出の内訳				
経常経費	0	1,263,247	0	0
人件費		209,250		
光熱水費		75,956		
備品・消耗品費		580,937		
事務所費		397,104		
政治活動費	0	922,882	0	206,796
組織活動費		706,270		206,796
選挙関係費				
事業費	0	216,612	0	0
機関紙発行事業費		113,862		
宣伝事業費		102,750		
パーティー事業費				
その他の事業費				
調査研究費				
寄附・交付金				
その他の経費				
資産等の有無	無	無	無	無

みんなが主役「がんばろう長井!」市民の会

寄附の内訳 (個人分)

寄附者の氏名・名称 金額 住所・所在地

内 谷 重 雄1,000,000円長井市内 谷 惠 子1,186,129円長井市

堀孝治後援会

事業収入の内訳

金 額 事業の種類 堀 孝治 年忘れ放談会 156,000円

寄附の内訳

(個人分)

寄附者の氏名・名称 金 額 住所・所在地 堀 孝治 50,000円 酒田市

山形県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成20年3月25日

山形県選挙管理委員会 誠 委員長 熊 谷

(政党) (資金管理団体)(その他の政治団体) 単位:円

政治団体の名称	自由民主党山形 県米沢市第一支 部	幸 い 会	斎藤義昭後援会	長南喜美雄後援 会
報告年月日	20. 2.12	20. 1. 8	20. 1.22	20. 2. 7
収入総額	0	0	0	0
前年繰越額	0	0	0	0
本年収入額	0	0	0	0
支出総額	0	0	0	0
本年収入の内訳				
個人の党費・会費 金額 員数(人)				
寄附(内訳別掲)	0	0	0	0
個人分 (うち特定寄附) 団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)				
政党匿名寄附				
事業収入(内訳別掲)				
交付金収入				
借入金(内訳別掲) その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの				
支出の内訳				
経常経費	0	0	0	0
人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費				
政治活動費	0	0	0	0
組織活動費選挙関係費				
事業費	0	0	0	0
機関紙発行事業費 宣伝事業費 パーティー事業費				
その他の事業費				
調査研究費 寄附・交付金 その他の経費				
資産等の有無	無	無	無	無

単位:円

(その他の政治団体)

		-	1
政治団体の名称	大内孝一青柳後 援会	武田誠後援会	佐文を励ます会
報告年月日	20. 2. 8	20. 2.12	20. 2.20
収入総額	250	1,724,091	6,147
前年繰越額	250	1,361,091	6,147
本年収入額	0	363,000	C
支出総額	0	1,724,091	C
本年収入の内訳			
個人の党費・会費 金額 員数(人)			
寄附(内訳別掲)	0	0	C
個人分 (うち特定寄附) 団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			
交付金収入			
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲)		363,000	
1 件10万円未満のもの			
支出の内訳			
経常経費	0	219,369	(
人件費		35,000	
光熱水費		108,973	
備品・消耗品費		24,000	
事務所費		51,396	
政治活動費	0	1,504,722	(
組織活動費		, ,	
選挙関係費			
事業費	0	0	
機関紙発行事業費			
宣伝事業費			
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			
寄附・交付金			
その他の経費		1,504,722	
資産等の有無	無	有	無

幸い会

資金管理団体の指定の状況 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 佐藤広幸

県議会議員

武田誠後援会

その他の収入の内訳

摘要金額受取家賃363,000円

資産等の内訳

(建物)

所 在 床面積 取得の価額 取得年月日 米沢市 159.00㎡ 4,105,900円 S 62. 3.28

山形県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成19年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成20年3月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 熊 谷 誠 (政党) (資金管理団体)(その他の政治団体) 単位:円

政治団体の名称	自由民主党山形 県東田川郡第一 支部	山田のぼる後援 会	なかそね康人山 形県後援会	遠藤武彦置賜農 業共済組合長を 国会に送る会
報告年月日	19.12.20	20. 1.29	19.10.26	19.11.29
収入総額	1,575,975	112,926	331,670	1,500,88
前年繰越額	1,244,751	79,851	0	1,500,880
本年収入額	331,224	33,075	331,670	(
支出総額	888,120	0	331,670	1,500,880
本年収入の内訳				
個人の党費・会費 金額 員数(人)				
寄附(内訳別掲)	300,000	33,075	331,569	
個人分			1,569	
(うち特定寄附)				
団体分	300,000			
政治団体分		33,075	330,000	
(寄附のうちあっせんに係るもの)				
政党匿名寄附				
事業収入 (内訳別掲)				
交付金収入	30,600			
借入金(内訳別掲)				
その他の収入(内訳別掲)	624		101	
1 件10万円未満のもの	624		101	
支出の内訳				
経常経費	100,000	0	331,670	
人件費	100,000		84,600	
光熱水費			6,559	
備品・消耗品費			13,893	
事務所費			226,618	
政治活動費	788,120	0	0	1,500,88
組織活動費	88,120			
選挙関係費				
事業費	0	0	0	
機関紙発行事業費				
宣伝事業費				
パーティー事業費				
その他の事業費				
調査研究費				
寄附・交付金	700,000			1,500,88
その他の経費				
資産等の有無	無	無	無	無

(その他の政治団体)

単位:円

	女性党山形県支	太田忠蔵後援会	太田忠蔵後援会	陵 政 会
	局		八政会	
報告年月日	20. 1.21	20. 1.22	20. 1.22	20. 1.22
収入総額	0	12,909	0	(
前年繰越額	0	12,909	0	(
本年収入額	0	0	0	(
支出総額	0	12,909	0	(
本年収入の内訳				
個人の党費・会費 金額				
員数(人)				
寄附(内訳別掲)	0	0	0	(
個人分				
(うち特定寄附)				
団体分				
政治団体分				
(寄附のうちあっせんに係るもの)				
政党匿名寄附				
事業収入 (内訳別掲)				
交付金収入				
借入金(内訳別掲)				
その他の収入(内訳別掲)				
1 件10万円未満のもの				
支出の内訳				
経常経費	0	12,909	0	
人件費				
光熱水費				
備品・消耗品費		10,509		
事務所費		2,400		
政治活動費	0	0	0	
組織活動費				
選挙関係費				
事業費	0	0	0	
機関紙発行事業費				
宣伝事業費				
パーティー事業費				
その他の事業費				
調査研究費				
寄附・交付金				
その他の経費				
資産等の有無	無	無	無	無

(その他の政治団体)

単位:円

政治団体の名称	小野寺裕後援会		遠藤ひとし後援	
≫ /1 El IT ♥ 1 10		野みんなの会	会	会
報告年月日	20. 1.23	20. 1.25	20. 1.30	20. 2. 4
収入総額	0	0	178,500	C
前年繰越額	0	0	62,138	C
本年収入額	0	0	116,362	C
支出総額	0	0	178,500	C
本年収入の内訳				
個人の党費・会費 金額			80,000	
員数(人)			80	
寄附(内訳別掲)	0	0	36,362	C
個人分			36,362	
(うち特定寄附)				
団体分				
政治団体分				
(寄附のうちあっせんに係るもの)				
政党匿名寄附				
事業収入(内訳別掲)				
交付金収入				
借入金(内訳別掲)				
その他の収入(内訳別掲)				
1 件10万円未満のもの				
支出の内訳				
経常経費	0	0	0	(
人件費				
光熱水費				
備品・消耗品費				
事務所費				
政治活動費	0	0	178,500	(
組織活動費	0	0	92,400	
選挙関係費			32,400	
医手(A) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	0	0	86,100	(
機関紙発行事業費	0	0	86,100	
宣伝事業費			60,100	
パーティー事業費				
その他の事業費				
調査研究費				
寄附・交付金				
その他の経費	_	_		_
資産等の有無	無	無	無	無

(その他の政治団体) 単位:円

政治団体の名称	菊地正昭後援会	佐藤良平後援会
報告年月日	20. 2.13	20. 2.13
収入総額	0	0
前年繰越額	0	0
本年収入額	0	0
支出総額	0	0
本年収入の内訳		
個人の党費・会費 金額		
員数(人)		
寄附(内訳別掲)	0	0
個人分		
(うち特定寄附)		
団体分		
政治団体分		
(寄附のうちあっせんに係るもの)		
政党匿名寄附		
事業収入(内訳別掲)		
交付金収入		
借入金(内訳別掲)		
その他の収入(内訳別掲)		
1 件10万円未満のもの		
支出の内訳		
経常経費	0	0
人件費		
光熱水費		
備品・消耗品費		
事務所費		
政治活動費	0	0
組織活動費		
選挙関係費		
事業費	0	0
機関紙発行事業費		
宣伝事業費		
パーティー事業費		
その他の事業費		
調査研究費		
寄附・交付金		
その他の経費		
資産等の有無	無	無

自由民主党山形県東田川郡第一支部

本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

交付金を供与した本部又は支部の名称 主たる事務所の所在地 収入金額

自由民主党山形県支部連合会

山形市

30,600円

その他の収入の内訳

摘要金額利 子624円

寄附の内訳

(法人その他の団体分)

金 額 住所・所在地 寄附者の氏名・名称 300.000円 鶴岡市 十和建設(株)

山田のぼる後援会

資金管理団体の指定の状況

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類

山田 登 米沢市議会議員

寄附の内訳

(政治団体分)

寄附者の氏名・名称 金 額 住所・所在地

公明党山形県本部 33,075円 山形市

なかそね康人山形県後援会

寄附の内訳

(政治団体分)

寄附者の氏名・名称 住所・所在地 なかそね康人後援会 330,000円 東京都港区

遠藤ひとし後援会

寄附の内訳

(個人分)

金 額 住所・所在地 寄附者の氏名・名称 遠 藤 栄 一 20,000円 東村山郡山辺町 遠 藤 孝 子 16,362円 東村山郡山辺町

山形県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により提出のあった平成20年分の収支報告書の要旨 を、同法第20条第1項の規定により以下のとおり告示する。

平成20年3月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠 (政党) (資金管理団体)(その他の政治団体) 単位:円

政治団体の名称	自由民主党山形 県米沢市第一支 部	幸 い 会	斎藤義昭後援会	長南喜美雄後援 会
報告年月日	20. 2.12	20. 1. 8	20. 1.22	20. 2. 7
収入総額	0	0	0	0
前年繰越額	0	0	0	0
本年収入額	0	0	0	0
支出総額	0	0	0	0
本年収入の内訳				
個人の党費・会費 金額 員数 (人)				
寄附(内訳別掲)	0	0	0	0
個人分 (うち特定寄附) 団体分 政治団体分 (寄附のうちあっせんに係るもの)				
政党匿名寄附				
事業収入(内訳別掲)				
交付金収入				
借入金(内訳別掲)				
その他の収入(内訳別掲) 1件10万円未満のもの				
支出の内訳				
経常経費	0	0	0	0
人件費 光熱水費 備品・消耗品費 事務所費				
政治活動費	0	0	0	0
組織活動費 選挙関係費				
事業費	0	0	0	0
機関紙発行事業費宣伝事業費				
パーティー事業費 その他の事業費				
調査研究費 寄附・交付金 その他の経費				
資産等の有無	無	無	無	無

単位:円

(その他の政治団体)

政治団体の名称	大内孝一青柳後 援会	武田誠後援会	佐文を励ます会
報告年月日	20. 2. 8	20. 2.12	20. 2.20
収入総額	250	0	6,147
前年繰越額	250	0	6,147
本年収入額	0	0	0
支出総額	0	0	0
本年収入の内訳			
個人の党費・会費 金額			
員数(人)			
寄附(内訳別掲)	0	0	0
個人分			
(うち特定寄附)			
団体分			
政治団体分			
(寄附のうちあっせんに係るもの)			
政党匿名寄附			
事業収入(内訳別掲)			
交付金収入			
借入金(内訳別掲)			
その他の収入(内訳別掲)			
1 件10万円未満のもの			
支出の内訳			
経常経費	0	0	0
人件費			
光熱水費			
備品・消耗品費			
事務所費			
政治活動費	0	0	0
組織活動費			
選挙関係費			
事業費	0	0	0
機関紙発行事業費			
宣伝事業費			
パーティー事業費			
その他の事業費			
調査研究費			
寄附・交付金			
その他の経費			
資産等の有無	無	有	無

幸い会

資金管理団体の指定の状況 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類 佐藤 広幸

県議会議員

武田誠後援会

資産等の内訳 (建物)

所 在 床面積 取得の価額 取得年月日 米沢市 159.00㎡ 4,105,900円 S 62.3.28

山形県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体 の指定の届出があった。

平成20年3月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 熊 谷 誠

届出	出者	の氏	名	公職の種類	資金管理団体 の名称	主たる事務所の所在地	代表	者	の氏	名	届出年	月日
白	鳥	雅	巳	南陽市議会議 員	しらとりまさ み後援会	南陽市郡山602 - 8	白	鳥	雅	巳	平成20.	1.23
渡	邉	兵	吾	大 江 町 長	わたなべ兵吾 後援会	西村山郡大江町大字本郷 乙105 - 4	渡	邉	兵	吾	同	1.29
公	平	規一	-郎	大江町長	公平規一郎後 援会	西村山郡大江町大字本鄉 丙1664	公	平	規一	郎	同	2. 6
荒	木	京	子	鮭川村議会議 員	京 子 会	最上郡鮭川村大字中渡 1793	荒	木	京	子	同	2.27

山形県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の 異動の届出があった。

平成20年3月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 熊 谷 誠

									1			
届	出を	した	:者	公職の種類	異	動	事	項	内	容	E 中·	年月日
のE	氏名			公 嘅 切 惶 粮	共	,		以) 	IΒ	/田山·	+ /10
					主力	こる	事務	所の	東置賜郡高畠町大字	東置賜郡高畠町大字		
盲	白	¥	+	古自毗镁人镁品	所	;	在	地	竹森5122	高畠191	平成	j
且	島	義	友	高畠町議会議員	۸.\	中山	σ	毛 米古	高畠町議会議員(現	県議会議員(候補者と	20.	1. 7
					7	40%	υ γ	重 類	職)	なろうとする者)		
佐	藤	広	幸	県議会議員	公	畔	σŧ	重 類	県議会議員(候補者と	舟形町議会議員(現	同	
ET.	豚	Ш	+	宋 俄 女 俄 只	4	48%	υ γ	生 大只	なろうとする者)	職)		1. 8
奥	ш	誠	治	県 議 会 議 員	公	畔	σŧ	重 類	県議会議員(候補者と	 県議会議員(現職)	同	
类	Щ	ᄱᄽ	/口	宋 俄 云 俄 只	4	48%	υ	生 大只	なろうとする者)	宋俄云俄貝(坑嶼 <i>)</i>		1.29
冏	部	五	郎	上山市議会議員	公	1000	Λ £	重 類	上山市議会議員(現	上山市議会議員(候補	同	
PPJ	마	Д	יוט	工山山磁公磁员	4	44%	υ η	生 大只	職)	者となろうとする者)		2. 4
松	Ħ	光	也	天童市議会議員	公	融	のま	重 類	天童市議会議員(現	天童市議会議員(候補	同	
14	щ	76	ت	八至中俄公贼兵	4	440	U) 1	王 大只	職)	者となろうとする者)		2. 6
				寒河江市議会議					 寒河江市議会議員(現	寒河江市議会議員(候	同	
杉	沼	孝	司	受得在中職公職	公	職	のぼ	重 類	職)	補者となろうとする	1-0	2.13
				只					4th <i>)</i>	者)		2.10
枝	松	直	樹	上山市議会議員	公	融	のぼ	重 類	上山市議会議員(現	上山市議会議員(候補	同	
12	14	н	[122]	고미만成為成只	4	¬₩ '	U) 1	土 	職)	者となろうとする者)		2.15

誠

#	+	÷	7	鮭川村議会議員	۸.	中立	Φ	1 #	米百	鮭川村議会議員(現	鮭川村議会議員(候補 同	3
兀	//	ボ	7		Z	뫡	U	作里	犬只	職)	者となろうとする者)	2.27

山形県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体 の指定を取り消した旨の届出があった。

平成20年3月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷

公職の候補者の氏名			資金管理団体の名称	指定取消年月日
古	関	進	古関進後援会	平成19. 4.15
菊	地	正 昭	菊地正昭後援会	平成19. 5.15
Щ	田	登	山田のぼる後援会	平成19.12.31
佐	藤	広 幸	幸い会	平成20.1.7

山形県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第20条第1項の規定により平成19年9月14日付け山形県選挙管理委員 会告示第128号にて公表した平成18年分の収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公 表する。

平成20年3月25日

山形県選挙管理委員会 委員長 熊 谷 誠

(資金管理団体)(その他の政治団体)単位:円

政治団体の名称	誠 山 会	さがえ宏一後援
		会 40.0.00
報告年月日 収入総額	19.1.25	19.2.20
	6,720,753	14,001
前年繰越額 本年収入額	247,253 6,473,500	14,000
支出総額	5,645,047	0
本年収入の内訳	3,043,047	0
個人の党費・会費 金額	2,616,000	
員数(人)	752	
寄附(内訳別掲)	3,857,500	0
個人分	3,757,500	0
(うち特定寄附)	0,707,000	
団体分		
政治団体分	100,000	
(寄附のうちあっせんに係るもの)	100,000	
政党匿名寄附		
事業収入(内訳別掲)		
交付金収入		
借入金(内訳別掲)		
その他の収入(内訳別掲)		1
1 件10万円未満のもの		1
支出の内訳		
経常経費	1,576,098	0
人件費		
光熱水費		
備品・消耗品費	173,467	
事務所費	1,402,631	
政治活動費	4,068,949	0
組織活動費	3,985,079	
選挙関係費		
事業費	67,200	0
機関紙発行事業費	67,200	
宣伝事業費		
パーティー事業費		
その他の事業費		
調査研究費	16,670	
寄附・交付金		
その他の経費		
資産等の有無	無	無
訂正年月日	20. 1.29	20. 2.20

誠 山 会

資金管理団体の指定の状況 資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の届出に係る公職の種類

奥 山 誠 治

県議会議員

寄附の内訳 (個人分)

平成20年3月25日(火曜日) 山 形 県 公 報	第1928号
---------------------------	--------

寄附者の氏名・名称	金額	住所・所在地					
奥 山 誠 治	3,257,500円	山形市					
菊池武	100,000円	山形市					
熊 谷 方 延	100,000円	東村山郡山辺町					
後藤泰博	100,000円	東村山郡山辺町					
小 林 靖	100,000円	山形市					
佐藤俊朗	100,000円	山形市					
(政治団体分)							
寄附者の氏名・名称	金額	住所・所在地					
高 志 会	100,000円	東京都千代田区					
	<u></u>	 					

7 \Box

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公 表する。

平成20年3月25日

山形県監査委員 田 澤 山形県監査委員 吉 田 明 山形県監査委員 加 藤 淳 山形県監査委員 濱 \blacksquare

- 第1 請求の受付
 - 1 請求書の提出 平成20年 1 月23日
 - 2 請求人

山形市東山形一丁目14番7号 板垣義次

- 3 請求の要旨(内容は原文のまま。)
 - (1) 請求の要旨

山形県知事斎藤弘(以下「斎藤知事」という。)の給与について、監査のうえ、斎藤知事が選挙公約に違 反して不当に利得している給与分5,623,125円について、山形県に返還すべき措置を講じられる旨の勧告を されるよう請求します。

(2) 請求の理由

ア 斎藤知事の公約

斎藤知事は、平成17年1月23日執行の山形県知事選挙に立候補し、当選したのであるが、その選挙期 間中の山形県選挙管理委員会発行の「選挙公報」(第1号証)において、「さいとう弘の約束」と称する 公約の最初の項目「県政改革を実行し、その節約分を景気浮揚、雇用促進に!」の中で「県政改革実行 の手始めとして、知事の給与を20%カットします。」と掲げた。

このことは、次の2点について公約したものである。

- (ア) 斎藤知事が山形県知事になったときから、給与の20%カットする。
- (イ) 斎藤知事が20%カットする対象となる山形県知事の給与は、斎藤知事が公約した時点における山形 県知事の給与である。

即ち、斎藤知事が選挙公報において公約した当時の山形県知事の給与は、斎藤知事の前任者である 高橋和雄知事が受けていた給与であり、この給与は、「議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与 の特例に関する条例(平成14年3月山形県条例第11号。以下「特例条例」という。)第2条の規定によ り、本来の山形県知事の給与からその額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とされていたの である。

本来の山形県知事の給与は、「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和31年9月山 形県条例第52号。以下「特別職給与条例」という。)」別表第2に規定されており、月額1,300,000円と されていたのであるが、斎藤知事の前任者の高橋和雄知事のときに特例条例が制定され、平成14年4

月1日から平成17年3月31日までの間は、15%カットの1,105,000円となっていたのである。

故に、斎藤知事が公約をした山形県知事の給与の20%カット給与とは、1,105,000円の20%カットとなさなければならず、884,000円となるのである。

イ 公約実現のために斎藤知事が行った措置

斎藤知事は、山形県知事に就任するや自らの公約実現のための条例改正の手続きを行ったのである。 それが、特例条例の一部改正案(第2号証)の提案である。

この条例案の内容は、次のとおりである。

- (ア) 山形県知事の給与の減額の期間を「平成14年4月1日から平成17年3月31日まで」から「平成17年4月1日から平成20年3月31日まで」に改め、減額率を「100分の15」から「100分の20」に改めたものである。
- (イ) この改正条例の施行期日は、平成17年4月1日になっている。

給与の減額率の改正は、特別職給与条例に定める本来の知事の給与である月額1,300,000円の20% カットであるから、月額1,040,000円となり、高橋知事の月額1,105,000円に比して65,000円の減額に 過ぎず高橋知事の受けていた給与の20%カットにはなっていない。

また、「知事になったら」という公約は、知事就任の平成17年2月14日から知事の給与を20%カットするということであるから、この条例案の提案は、公約を達成したものとはなっていない。

斎藤知事は、知事就任1年後の平成18年2月定例県議会に、特別職給与条例の一部改正案(第3号証)提案し、本来の知事の給与月額1,300,000円を1,212,000円に改めたのであるが、この額を特例条例により20%減額したとしても969,600円となり、公約による給与月額884,000円よりも85,000円多くなっているのである。

この改正条例は、平成18年4月1日から施行され、現在に至っている。

ウ結論

斎藤知事の公約は、平成17年1月23日執行の山形県知事選挙に際してなされたものであり、その時の高橋前知事の給与月額は、特例条例により、既に月額1,300,000円が15%カットされ、月額1,105,000円となっていたのであるから、この月額1,105,000円の20%カットした額即ち884,000円が公約を実現した額とならなければならないのである。

しかるに、斎藤知事が行った給与減額の措置は、特例条例の一部改正であり、高橋前知事が既に行っていた知事給料の15%減額を20%減額に改めたものであり、しかも、その条例改正の効力は、斎藤知事就任の日から適用されるものではなく、改正の年の4月1日から適用されるものであった。

このため、斎藤知事は、知事就任の日から同年3月31日までの間は、高橋知事と全く同額の給料を受けたことになる。

斎藤知事が公約どおりに給与の減額措置をするとすれば、特例条例の一部改正においては、減額率を「100分の15」を「100分の20」に改めるのではなく、「100分の15」を「100分の32」に改めなければならず、施行期日についても「この条例は、平成17年4月1日から施行する。」ではなく、知事就任の日の平成17年2月1日に遡って適用する旨の規定でなければならなかったのである。

斎藤知事は、公約どおりに給与の20%減額措置を行っていれば、その額は、前述のとおり884,000円となるにもかかわらず、高橋前知事の行っていた15%減額を単に20%減額に改めたために、月額1,040,000円を不当に受けているのである。

この1,040,000円と884,000円との給料月額差額156,000円を毎月不当に得ていたことになる。

更に、知事就任の日から平成17年3月31日までの間は、高橋前知事と同額の給料を得ていたのであるから、月額1,105,000円と月額884,000円との差額221,000円の1.5箇月分約330,000円を不当に得ていたのである。

以上のことから、斎藤知事が不当に得ていた給与の額は、

- (ア) 平成17年2月14日から同年3月31日までの間 330,000円
- (イ) 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間 156,000円×12=1,872,000円
- (ウ) 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間 85,000円×24=2,040,000円

小計 4,242,000円

(I) 期末手当分

a 平成17年分

156,000円×1.45×1.4× 1 = 316,680円 156,000円×1.45×1.6× 1 = 361,920円

b 平成18年分

85,000円×1.45×1.4×1 = 172,550円 85,000円×1.45×1.5×1 = 184,875円

c 平成19年分

85,000円×1.45×1.3×1=160,225円 85,000円×1.45×1.5×1=184,875円

> 小計 1,381,125円 合計 5,623,125円

5,623,125円となるので、この分を山形県に返還することを求めるものである。

上記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

4 受理

本件請求について審査した結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の規定に定める必要な要件を具備していると認め、平成20年1月31日受理を決定した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人板垣義次(以下「請求人」という。)に対し、平成20年2月15日に 証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述には請求人が出席し、請求の要旨を補足する主張を行った。また、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

請求の要旨及び理由並びに陳述を踏まえ、本件請求における監査の対象事項を、斎藤知事が選挙公約に違反 して不当に給与を得ているかを対象とした。

3 監査対象部局

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和31年9月山形県条例第52号。以下「特別職給与条例」 という。)を所管している総務部を監査対象部局とした。

(1) 書類調査

総務部から関係書類の提出を求め、平成20年2月18日に知事給与が条例に基づいて処理されているかについて書類調査を行った。

(2) 事情聴取

平成20年2月21日に総務部人事課長ほか関係職員に対して事情聴取を行った。

第3 監査結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求の主張には、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下、監査対象部局の監査、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 監査対象部局の監査

(1) 書類調査

平成20年2月18日に人事課に対して書類調査を実施したところ、特別職給与条例及び議会の議員の報酬並びに知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成14年3月山形県条例第11号。以下「特例条例」という。)の改正は議会の議決に基づいており、給与支給についても適正に行われていた。

(2) 事情聴取

平成20年2月21日に総務部人事課長ほか関係職員に対して事情聴取を行ったところ、説明内容は以下のとおりであった。

ア 知事の給料月額は、行財政改革のため平成14年4月1日から施行されている特例条例では減額率が 15%、特例期間が平成17年3月31日までと規定されていた。この特例条例の減額率を20%に、特例期間を 平成20年3月31日までに改正し、施行日は平成17年4月1日とした。これにより、特別職給与条例で定め

る額1,300,000円を20%減額した1,040,000円となる。

- イ 平成18年4月1日からは、一般職の給与構造改革を踏まえ、特別職給与条例は、改正前の額1,300,000 円を6.7%減額した1,212,000円に改正した。さらに特例条例の20%減額を適用すると給料月額は969,600 円となる。
- ウ 期末手当については、特別職給与条例で定める支給割合で支給されている。

2 事実関係の確認

監査対象部局の監査及び関係先に対する文書照会を行った結果、次の事項を確認した。

(1) 知事の公約について

平成20年2月1日付けで山形県選挙管理委員会あて照会したところ、平成17年1月23日執行の山形県知事選挙公報に「県政改革の手始めとして、知事の給与を20%カットします。」と記載されている。

(2) 前高橋知事の給与について

前高橋知事の給料月額は、平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間、特別職給与条例で定める額1,300,000円を特例条例により15%を減額した額1,105,000円が支給されている。

(3) 知事の給与について

実支給額を以下のとおり確認したところ、請求書記載の試算額と一部乖離があった。

ア 平成17年2月14日から同年3月31日までの間

2月分は、特例条例により15%減額した給料月額1,105,000円の15日分で日割計算された額591,964円と3月分1,105,000円を加えた1,696,964円が支給されている。

イ 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間

特例条例により20%減額した給料月額1,040,000円の1年分で12,480,000円が支給されている。

ウ 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間

特別職給与条例の改正及び特例条例により20%減額した給料月額969,600円の2年分で22,979,519円 (公金管理の不適正処理問題で減額した額を控除した額)が支給されている。

工 期末手当

(ア) 平成17年度

 $(1,300,000+1,300,000\times45/100)\times1.6\times0.6=1,809,600$ 円

 $(1,300,000+1,300,000\times45/100)\times1.7=3,204,500$ 円

(イ) 平成18年度

(1,212,000+1,212,000×45/100)×1.6=2,811,840円

 $(1,212,000+1,212,000\times45/100)\times1.625=2,855,775$ 円

(ウ) 平成19年度

 $(1,212,000+1,212,000\times45/100)\times1.525=2,680,035$ 円

 $(1,212,000+1,212,000\times45/100)\times1.625=2,855,775$ 円

合計16,217,525円が支給されている。

3 判断

(1) 知事給与が条例に基づき処理されているか

知事の給与については、法第204条第3項の規定により条例で定めなければならず、また、知事の給与は法第204条の2の規定により法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができないとし、給与は条例の根拠に基づかなければならないとする、いわゆる給与条例主義を定めている。

このように、法が給与について条例主義を定めた理由としては、給与の決定を住民の意志に基づいて公明正大に、すなわち、議会が条例の審議を通じて給与の適正かつ公正を確保することにあるものと解される。 法の趣旨に照らし、就任後の知事給与の決定は次のとおりとなっている。

ア 知事就任後直近の定例議会である平成17年2月定例会において、特例条例を民間の景気・雇用情勢の厳しさや県の危機的な財政状況を踏まえ、一層の歳出削減を図ることを理由に改正した。この改正では、特別職給与条例で定める額から当該額に減額率20%を乗じて得た額を減じて得た額とし、施行日は、平成17年4月1日とした。

ここで20%の減額とは、何を基礎額とするかについて、同定例会の予算特別委員会(3月15日開催)議事録によると、委員からの質疑で、公約で言う20%の減額とは、特例条例の15%減額した額に、さらに5%減額を増やす考えかとの趣旨の質問に、知事はそのとおり、と答弁をしている。

イ 平成18年2月定例会においては、特別職給与条例を一般職の給与構造改革を踏まえ、6.7%減額する改正

をした。

以上のことから、いずれも議会の議決を得ており、知事給与は、特別職給与条例及び特例条例に基づいて支給されていることから、不当に得ているとの請求人の主張には理由がないものと判断し棄却する。

(2) 公約と法的義務について

なお、公約とは一般的に、選挙民に対して政策を約束することとされている。請求人は、公約が法的義務を生ずると主張しているが、その主張には理由がない。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年3月25日

山形県監査委員	田	澤	伸	_
山形県監査委員	吉	田		明
山形県監査委員	加	藤	淳	_
山形県監査委員	濱	Ħ	宗	_

- 第1 請求の受付
 - 1 請求書の提出

平成20年1月23日

2 請求人

山形市東山形一丁目14番7号 板垣義次

- 3 請求の要旨(内容は原文のまま。)
 - (1) 請求の要旨

山形県知事斎藤弘が平成18年11月から平成19年6月まで行った「公金管理の取扱実態に関する実地調査」に要した職員の給与等の不当な支出額約1億円を山形県に返還するとともに、現職員及び退職職員から搾取した金員をそれぞれの者に返還すべき措置を講じられる旨の勧告をされるよう請求します。

- (2) 請求の理由
 - ア 普通地方公共団体における金銭債権の消滅時効

地方自治法第236条は、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、5年間これを行わないときは、時効により消滅する。時効による消滅については、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする」旨を規定し、普通地方公共団体の一方を当事者とする金銭債権については、時間の経過だけを絶対的消滅原因とする消滅時効の制度であることを明定している。

消滅時効とは、権利の不行使の事実状態が一定期間継続した場合に、この状態が真実の権利関係に合致するものであるか否かを問わずに、その事実状態をそのまま尊重し、不行使に係る権利が消滅するものとする制度である。

また、時効の援用は、時効の利益を受ける者が時効の利益を受けることを拒絶することもできるので、時効の利益を受ける者の意思を確定的に表示させるために設けられた制度であるが、普通地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権について、時効の利益の放棄の自由を認めてしまうと、普通地方公共団体の債権債務の関係をいつまでも不確定なものとするため、「時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない」として、時効の利益を確定的に享受すべきこととされたのである。

このように、普通地方公共団体の一方を当事者とする金銭債権は、5年という時間の経過だけを絶対的 消滅原因として、時効により消滅するのであるから、山形県においても金銭の出納に関する書類は、5年 を超えて保存することはなく、処分されるのである。

イ 公金管理の取扱実態に関する実地調査

斎藤知事は、平成18年11月から平成19年6月までの8ヶ月間、職員の管理している金融機関口座、現金等のうち県費が含まれているものについて、不適正な会計処理による公金保管が行われていないか、業者への預け金がないかについて調査班を設けて調査させた。

行政運営上、公金の適正な管理が行われることは、当然のことであるが、行政の目的達成のために時として手続上不適正なものも已むを得ない場合がある。これを、私利私欲のために行った場合を除いては、 重要な法令違反として犯罪行為視することには問題がある。

斎藤知事は、職員を犯罪者乃至は悪人と見倣しているように見受けられる。

調査班の調査は、県民に対して説明責任を果たすために行わせたと言っているが、それならば、自らが

知事に就任してから後のことについて調査をすべきであって、前知事や前々知事の代まで遡って調査をすべきではない。

調査の範囲は、せいぜい調査の時から遡って5年間に限るべきである。何故なら、それ以前の金銭債権 は消滅時効によって絶対的に消滅しているからである。

しかしながら、実際の調査は、昭和年代まで遡って行われている。その殆どが過去5年間をはるかに超えて遡っての調査であり、当然のことながら、保存文書は廃棄されて無い訳なので、当時の職員の記憶をたどっての聴き取り調査となったようである。

普通地方公共団体の債権債務の関係をいつまでも不安定なものとしないために地方自治法上設定されている消滅時効の制度を無視し、あるいは制度に逆らってまで調査行為を行うということは、山形県の公務として認められるのであろうか。

趣味として行うのであれば、好きなだけやれば良いだろうが、公務としては認められず、違法なものである。

趣味としての調査であるならば、斎藤知事の私費で賄うべきであって、そのために県費を投入したり、 職員を使ってはならないのである。

斎藤知事は、この違法な調査を8箇月間もの長きに亘って、多数の職員や民間人を使い、その経費を県費で賄ったのである。

調査班は、改革推進監を班長とする次長クラス(本庁、総合支庁、東京事務所、企業局、病院事業局、議会事務局、教育委員会、各行政委員会)の職員22名で組織し、その下に各部局の主管課の課長補佐(副主幹)の職員20名がサブリーダーとなっている。

実際の調査は、班員をリーダー、副主幹をサブリーダーとし、必要に応じて課長補佐級の職員を加え4 名の調査チームごとに行っている。

この他に、有識者と称する者3名で公金管理実地調査検証委員会を設置している。

この調査に専従していたのは、副主幹20名で、この職員の給料月額の平均は450,000円であるから、72,000,000円(450,000円×20名×8箇月=72,000,000円)の県費が、この調査のために支出されたことになる。

更に、班員の22名の次長クラスや他課の多数の課長補佐クラスの調査従事時間も副主幹クラスの3分の1程度と推定して給料月額を計算すると約30,000,000円となり、職員だけで約1億円の給与が、この違法な調査のために費やされたことになる。

更に、検証委員会の委員3名の活動費179,380円がこれに加わる。

本来、公金管理の適正状況については、監査委員の監査、指導に委ねるべきものであるにもかかわらず、有識者と称する者で構成する検証委員会を設置し、調査を行わせたことは、議会や監査委員制度を軽視するやり方と言わなければならない。

調査の結果、不適正な会計処理による公金管理が行われていたとされた額は、非常に曖昧なものである。 何故なら、これらを証する書類は殆ど無いにもかかわらず、退職者等からの聴き取り調査で適当に推計し たからである。

							残金又は口座残高(円)	推 計 額(円)
村	Щ	総	1	合	支	庁	526,984	1,326,984
庄	内	総	1	合	支	庁	2,594,722	4,745,598
北	朳	t	Щ	ř	高	校	206,610	206,610
新	庄	北	高	最	上	校	227,464	756,000
健	康	福	祉	企	画	課	170,852	1,899,891
			計				3,726,632	8,935,083

上の表に見られるとおり、現存していた金融機関の口座や現金は、3,726,632円であったにもかかわらず、聴き取り調査等により勝手にその額を推計し、2.4倍も水増し、8,935,083円にしている。

前記推計額の殆どは、時効により県の金銭債権は消滅しているにもかかわらず、恣意に残存金員の2.4倍を推計額とし、更に驚くべきことに、これに平成6年度に遡って年5%の利息を付して平成19年度まで積み上げ13,270,539円として、これを返還基準額と称した。

更に、驚くべきことは、このようなことは以前から行われていたことも勘案して、この返還基準額の2 倍の額26,541,078円を返還させることとしたのである。

いったい何を根拠にこの様な請求権が発生するのであろうか。

現存する3,726,632円については、寄附又は返還という形で処理することには異論はないが、26,541,078円からこの額を差し引いた額について職員又は退職者に拠出を要請すると言うことについては、理由がない。

返還請求と言えないから「拠出要請」としたのであろうが、職員にとっては、又退職者のうち県関係団体に勤務する者にとっては、「拠出要請」と言っても、それは、山形県知事の命令と受け取られるものであるうから、実質的には返還命令に等しいものである。

5つの公所で発見された不適正処理に係わる公金を全職員が連帯して責任を持つことの可否、消滅時効により消滅した金銭債権なくして、何により返還を求めるのか。そして、その額の推定の曖昧さ、何をとっても、今回の職員に対する返還金の拠出要請は適正なものとは言えず、詐欺まがいの行為であるので、拠出された金員は全て拠出者に返還すべきである。

更に、昭和の年代まで遡って金銭債権に係わる調査を行ったことは、地方自治法の精神に反る行為であり、これに費やした職員の給与費約1億円は、斎藤知事が負担すべきものである。

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

4 受 理

本件請求について審査した結果、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条の規定に 定める必要な要件を具備していると認め、平成20年1月31日受理を決定した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人板垣義次(以下「請求人」という。)に対し、平成20年2月15日に 証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

陳述には請求人が出席し、請求の要旨を補足する主張を行った。また、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

第1・3請求の要旨及び陳述を踏まえ、本件請求における監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 調査に従事した職員の給与費約1億円が不当な支出にあたるか。
- (2) 拠出された金員は全て拠出者に返還すべきか。
- 3 監査対象部局

請求に係る調査を所管した総務部を監査対象部局とした。

(1) 書類調查

総務部から関係書類の提出を求め、平成20年2月18日に本件請求に係る公金管理の取扱実態に関する実地調査(以下「実地調査」という。)の実施方法等、公金管理実地調査検証委員会(以下「検証委員会」という。)の活動状況及び活動費の支出状況、拠出の状況について書類調査を行った。

(2) 事情聴取

平成20年2月21日に、総務部改革推進室長ほか関係職員に対して事情聴取を行った。

第3 監査結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求の監査対象事項(1)の主張には理由がないものと判断し、これを棄却する。

また、同(2)の主張は監査の対象にならないものとして、これを却下する。

以下、監査対象部局の監査、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 監査対象部局の監査及び事実関係の確認

書類調査及び事情聴取を実施した内容及び確認事項は以下のとおりであった。

- (1) 平成18年に一部の府県において不適正な公金管理の会計処理が行われていたことが明らかになった。このことから本県においても県民に対する説明責任を果たすため自発的に状況把握調査を実施した。
- (2) 状況把握調査の結果、実地調査の対象としたのは、 現金及び預金のうち目的や性格が明確に確認できなかったもの 事務処理上の疑義があったもの 前記以外で金融機関口座、現金等のうちから抽出(抽出率10%)したもの 業者への預け金とした。
- (3) 実地調査のため、公金管理の取扱実態に関する実地調査実施要綱(平成19年1月10日施行。以下「実施要綱」という。)に基づき、公金管理実地調査班(以下「調査班」という。)を設置し、調査班に公金管理実地調査チーム(以下「調査チーム」という。)を置いた。

実地調査の実施にあたって、県民の信頼を得られるよう意見等を聞くため、検証委員会を設置した。

- (4) 調査班は、班長(改革推進監) 班員(各部局次長) サブリーダー(各部局の副主幹)及び各班員が指名 する課長補佐級の職員からなり、各調査チームは班員、サブリーダーを含む4名程度で構成され、調査班が 所属する部局等に係る実地調査は他部局の調査班が担当することとした。
- (5) 実地調査は、平成19年1月29日から同年6月1日まで行われた。調査にあたっては、「どのような手法で作られ、どのような用途に使用されたかを極力あきらかにすべきである」との検証委員会からの助言により、 保存年限が5年の会計書類だけでは立証が困難なものもあることから、債権債務の消滅時効である5年にかかわらず、所属の職員及び以前に在職した職員についても聴き取り等を行った。
- (6) 聴き取り等により、不適正な収入額、使用額を平成6年度まで遡り推計額とした。返還額については、推計額に平成19年度まで5%の利息を付して積み上げた金額を返還基準額(13,270,539円)とし、調査の平成6年度以前にも行われていたとの証言も踏まえ、県民に対するおわび、けじめといった点から返還基準額を2倍(26,541,078円)とした。
- (7) 拠出要請額については、返還額から現在残高を差し引いた金額23,440,000円を拠出目途額とし、現職の管理職(以下「現職」という。)及び管理職で退職した職員(以下「退職者」という。)に対し拠出を要請するとされ、現職と退職者との拠出割合はおおむね2:1とされた。

拠出された金額は、拠出目途額を上回る33,325,061円が県に返還された。

2 判断

(1) 調査に従事した職員の給与費約1億円が不当な支出にあたるか。

本件請求に係る実地調査に職員が従事したことが、正当な職務にあたるかについて検討する。

実地調査は、不適正な会計処理による公金管理が行われていたものについて、知事が県民に対する説明責任を果たすため、改革推進監に命じて実施したものである。

また、調査が全庁に及ぶことなどから、職員を調査に従事させるため実施要綱を制定し、改革推進監を班長、各部局の次長を班員、副主幹をサブリーダーに任命した。これは実施要綱に基づき、改革推進監の統括のもと知事の職務命令があったものと解される。

職員の職務は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第32条において、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とされている。職員の通常の職務は、法令、条例、規則等により定められているが、上司の職務命令によって新しい業務が付加される場合がある。

本調査に従事することは、実施要綱に定められた改革推進監、各部局の次長及び副主幹に対し職務命令があったものであり、調査に従事する業務を付加したものである。

以上のことから、実地調査に職員が従事したことは正当な職務であり、違法若しくは不当な財務会計上の行為が認められない。

よって、監査対象事項(1)については、これを理由がないものと判断し棄却する。

(2) 拠出された金員は全て拠出者に返還すべきか。

拠出要請額については、実地調査の結果を受け、県民に対する説明責任の明確化と今後における信頼関係の回復等を考慮し決定されたものである。

公金の適正な管理は、職員に課せられた最低限の責務である。県政に対する信頼を回復するためには、今回の決定は妥当なものと判断する。

なお、拠出金については要請であり、県と拠出者との間には債権債務の関係は発生せず、法第242条の規定 で定める違法若しくは不当な財務会計上の行為の対象外の事項と認められる。

よって、監査対象事項(2)については、これを監査の対象にならないものと判断し却下する。

	平成20年 3 月2	5日(火曜日)		山 形	, 県 公 報	第1928号		
正誤								
	発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正		
	平成8.5.21	第739号	515	下から11	飯田二丁目、飯田五丁目、	飯田二丁目、飯田四丁目、飯田 五丁目、		
	同	同	同	下から7	下柳、大野目三丁目、	下柳、大野目一丁目、大野目三 丁目、		
	平成20.2.8	第1915号	150	4	又は	及び		
	同	同	同	12	第2項の規定	第2項		
	同	同	同	同	第29条	第29条の規定		
	同	同	同	13	含む。)	含む。) の規定		
	同	同	同	15	。以下「1日当たりの平均勤務 時間」という。	をいう。第6条第2項第2号 二及び同項第4号において同 じ		
	同	同	同	17	又は	及び		
	同	同	同	23	次号	次号及び第3号		
	同	同	同	下から25	ア	1		
	同	同	同	下から23	第3条第6項中第2号を 第3号とし、第1号の次に次 の1号を加える「(2) 再任用職 員及び任期付短時間勤務	第3条第6項第2号中「前項」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。		
	同	同	同	下から22	職員 その者の勤務時間等を考慮して人事委員会が別に定める日数	(2) 再任用職員及び任期付 短時間勤務職員 その者の勤 務時間等を考慮して人事委員 会が別に定める日数		
	同	同	同	下から21	加える	会が別に定める日数 加える。		
	同	同	同	下から17	いう。)	いう。) に		
	同	同	151	17	加える	加える。		
	同	同	同	26	平均勤務時間	平均勤務時間の時間数		
	同 3.14	第1925号	343	16	1 開催の日時、場所等	1 開催の日時、場所等 (1) 猟銃又は空気銃の所持 の許可を受けようとする 者に対する講習会		
	同	同	同	35	(1) 猟銃又は空気銃の所持 の許可を受けようとする 者に対する講習会	(2) 猟銃又は空気銃の所持 の許可の更新を受けよう とする者に対する講習会		
	同	同	同	下から3				
		F		1	誤			
		平成20年	10月9日					
		(2) 猟銃又に	は空気銃の角	行持の許可の	更新を受けようとする者に対する	講習会		
				1	正	1		
		平成20年	10月9日					